

## 警報等の発令および地震発生時における児童の登校について

橋本市に「大雨警報」、「洪水警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」、「大雪警報」のいずれかが発令されている場合

1) 上記の警報が午前6時の時点で発令されている場合

臨時休業とします。家庭学習をさせてください。

(午前6時以降に警報が解除されても臨時休業となります)。

2) 上記の警報が午前8時30分までに発令された場合

臨時休業とします。家庭学習をさせてください。

既に登校している児童は、原則、保護者による引き渡し及び帰宅とします。

3) 上記の警報が午前8時30分以降に発令された場合（登校後）

原則、保護者による引き渡し及び帰宅とします。

今後の天気の見通しを確認し、給食についても児童の安全を優先し判断します。

4) 翌日に上記の警報発令が予想される場合

前日に小・中学校の臨時休業を決定することがあります。

臨時休業の場合は、児童は家庭学習となります。

橋本市に震度5弱以上の地震が発生した場合

1) 児童生徒が登校するまでに橋本市に震度5弱以上の地震が発生した場合

発生した当日は臨時休業とします。

被害状況及び学校・地域の安全を確認し、児童の登校については、一斉メールで連絡します。